

一宮市特定不妊治療費補助事業 同意事項に関する説明書

●審査に必要な事項の閲覧

補助金を交付するのに必要な要件を確認するため、次の事項について閲覧します。なお、情報の取扱いには十分注意し、プライバシーは厳守します。

- 1 住民基本台帳…(一宮市内に住所を有することを確認します。)
- 2 戸籍…(一宮市に戸籍を有する方について、法律上の夫婦であることを確認します。)

●他自治体での受給歴の確認

この補助金は、限られた公費予算からの公正な支出を行うため、一夫婦あたりの支給回数や支給額の上限が定められています。転入された方は、以前にお住まいの自治体へ、また、夫婦で住所が異なる方は本市以外にお住まいの方の自治体へ、一宮市がこの補助金の受給状況を確認することがありますのでご承知ください。また、転出された場合、他の自治体から照会があったときは本市の受給状況を回答します(一宮市は令和3年4月に保健所を設置し、愛知県から特定不妊治療費補助事業を事務移譲されましたが、令和3年3月以前の愛知県からの受給状況についても、回答の対象とします。)。なお、情報の取扱いには十分注意し、プライバシーは厳守します。

【他自治体での受給歴に関する注意事項】

この補助金は、国の制度として、全国の都道府県、名古屋市などの政令指定都市、豊橋市・岡崎市・豊田市などの中核市が補助を行っています。

今回の申請による補助金の交付を受けた後、本書類に記載のない受給歴があることがわかり、補助の上限を超えて補助金を受けていたことが判明した場合、補助金の返還をお願いすることとなります。

他自治体での受給歴も含め、過去の受給歴の記載漏れがないか、十分ご注意ください。

●治療の内容・結果および妊娠の経過の行政への報告

(1) 報告の目的

厚生労働省では、特定不妊治療を行う医療機関に対し、行われた特定不妊治療の内容・結果および妊娠の経過について、日本産科婦人科学会を通じた報告への協力を求めています。

これを集計し分析することにより、厚生労働省は、助成事業の成果を把握し、今後の助成事業の制度を一層充実していく上で検討の参考とすることができます。また、行われた治療の効果を把握することにより、わが国の不妊治療の発展のために参考となる学術データを得ることができます。

さらに、厚生労働省は、助成事業を実施する都道府県・指定都市・中核市に対し、集計・分析結果を提供し、都道府県・指定都市・中核市も事業の成果を把握し、助成事業の充実に役立てることができるようにしています。

(2) 報告の内容・方法

各医療機関から、(社)日本産科婦人科学会のデータベースを通じ、下欄の項目の統計情報として、厚生労働省に報告されます。

報告には個人名の記載はなく、内容は統計的に処理され、行政側は全国の患者さんの状況について総計として把握することとなります。個人が特定されることはなく、プライバシーは厳守されます。

報告・集計される項目

[報告は医師が行います。患者さんが行うことはありません。]

- | | |
|-----------------|--------------|
| I 治療から妊娠まで | II 妊娠から出産まで |
| (1) 患者(女性)の年齢 | (4) 妊娠・出産の状況 |
| (2) 不妊の原因 | (5) 生まれた子の状況 |
| (3) 治療の内容、妊娠の有無 | |